

第91号 山田町復興まちづくり かから版

発行・編集 山田町役場復興企画課

織笠地区 防災集団移転促進事業移転先団地 空き区画の一般公募（分譲）

～ 再募集のお知らせ ～

防災集団移転促進事業により整備した織笠地区の移転先団地については、今年2月に一般公募、4月に再募集を行ったところですが、今般、空き区画の随時募集を行うこととなりましたのでお知らせします。申込みを希望される方は、町都市計画課で配布する募集案内を必ずご確認ください。下記によりお申込みください。

1 申込資格

団地内に居住するための宅地を購入する方又はその親族の方（法人・事業者は除く。）

※自己居住用の戸建て住宅建設用地を求める方を対象とした募集です。アパートや集合住宅、倉庫、作業場、駐車場等の建築を目的とする申込みはできません。

2 申込みできる宅地数

1世帯につき1宅地まで

3 申込期間

令和2年6月1日（月）～随時募集

受付時間：午前9時～午後5時

※土曜、日曜、祝日を除く

4 宅地の決定

宅地決定にあたり優先順位を設けており、同一宅地に複数の申込みがあった場合、東日本大震災又は令和元年台風第19号による災害により町内で被災し、住宅再建していない世帯を優先に宅地を決定します。なお、優先順位が同位だった場合は抽選となります。

5 再募集する宅地（令和2年5月末時点）

団地名	50坪	70坪
織笠第1	1	3
織笠第2	2	1

※各宅地の詳細は、町都市計画課で配布する募集案内に掲載しています。

【申込先・お問い合わせ】

町都市計画課 都市整備チーム ☎0193-82-3111（内線255、256）
〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

防災集団移転促進に係る住宅移転事業補助金の着工前申請受付終了のお知らせ

◎令和2年6月30日までに申請、令和2年12月28日までに実績報告を

防災集団移転促進事業に係る住宅移転事業補助金（利子補給、引越費用等）の工事等着手前の申請受付が6月30日（火）で終了となりますので再度お知らせします。

この事業による補助金の交付を受けるためには、土地や建物の売買やローン契約、着工等の前に申請書を提出し、新居への移転完了後に事業実績報告を行う必要があります。

事業実績報告の提出期限はこれまで復興かわら版等で周知したとおり12月28日（月）となっております。

防災集団移転促進事業による宅地決定済みで、補助金の申請がまだの方は令和2年6月30日（火）までに申請のうえ、令和2年12月28日（月）までに必ず事業実績報告を行ってください。

既に工事等着手前申請がお済の方も、令和2年12月28日（月）までに新居への転居と補助金の実績報告を行ってください。

【東日本大震災】住宅再建に係る補助制度の申請期限のお知らせ

◎令和2年12月28日までに新居への転居と補助金の申請を

これまで復興かわら版でお知らせしたとおり、東日本大震災による住宅再建に係る各種補助金の申請受付期限は次のとおりとなっております。（制度により申請のタイミングが異なりますので詳しくはお問合せください。）

加算支援金：令和3年3月10日まで

加算支援金以外の住宅再建補助金：令和2年12月28日まで

※防災集団移転促進事業による補助金の着工前申請は令和2年6月30日まで

加算支援金は令和3年3月10日までとなっておりますが、その他の住宅再建補助金は令和2年12月28日までとなっておりますので、**住宅の建設・購入をする方は令和2年12月28日までに新居への転居及び住宅再建補助金の申請を行ってください。**

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、374）